

岐阜みどり農業認定制度ロゴマーク取扱要領

制定 令和8年10月14日付け農園第827号農政部長通知

(目的)

第1条 この要領は岐阜みどり農業認定制度実施要領（以下「実施要領」という。）第14条に規定する岐阜みどり農業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(規格)

第2条 ロゴマークとは、別紙1のデザインをいう。

(使用基準等)

第3条 ロゴマークは、岐阜みどり農業認定制度の認定を受けた者が、農林産物及びその流通容器等並びに農場看板等の農場PR資材や販売促進資材等又は流通業者等が販売促進資材等に印刷、貼付し表示するものとする。

2 ロゴマークの使用にあたっては次の各号を遵守すること。

(1) 認定者が農林産物に表示する場合

表示できる農林産物は、岐阜みどり農業認定制度の認定を受けた者が生産する品目（以下「認定者の生産品目」）又は認定者の生産品目である玄米若しくは荒茶を100パーセント原料とした精米若しくは仕上茶であり、次に示す要件をすべて満たすこと。

ア 認定者の生産品目とそれ以外とを区分して出荷できること。

イ 農林産物及びその流通容器等に印刷、貼付する場合は、認定番号も必ず表示すること。

ウ ロゴマークを表示して農林産物を出荷した場合は、出荷日、出荷先、出荷量を記録し保存しなければならない。

エ 認定を受けた品目以外に表示しないこと。

オ ロゴマークは、原則として認定者が自ら表示すること。

カ 表示する農林産物については、食品表示法、農産物検査法等関係法令を遵守していること。

(2) 認定者が農場看板等の農場のPR資材や販売促進資材等に使用する場合

ア 岐阜みどり農業認定制度を理解し、ロゴマークの情報が消費者等へ正確に伝わるように、適切に表示し、管理すること。

イ 認定者の生産品目以外の商品と近接して表示しない等、認定品目の商品と誤認しないよう注意すること。

(3) 流通業者等が販売促進資材に使用する場合

ア 認定品目を取り扱っており、岐阜みどり農業認定制度を理解し、消費者に説

明できること。

イ 認定者の生産品目に表示する以外、商品に表示しないこと。

(ロゴマークの図柄等)

第4条 ロゴマークの図柄は別紙2とし、県が提供するデザインの電子データを用いるものとする。原則として縦横比及び色の変更は認めない。

2 第3条第2項第1号において認定番号を表示する場合は、別紙3のとおりとする。

(ロゴマークの使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用申請)

第6条 第3条第2項第1号及び第2号の認定者がロゴマークを使用するとき（以下「使用者」という。）は、ロゴマーク使用許可申請書（ロゴ様式第1号）を、第3条第2項第3号の農林産物を取り扱う流通業者等がロゴマークを使用するとき（以下「取扱使用者」という。）はロゴマーク使用許可申請書（ロゴ様式第2号）を原則、所管の農林事務所を経由し、農産園芸課に提出しなければならない。

2 知事は、ロゴマーク使用許可申請書の提出を受けた場合、その内容を審査し適当と認められるときはロゴマークの使用を許可し、使用許可通知書（ロゴ様式第3号）を送付した後、デザインデータを申請者に送付する。知事は、申請内容がこの要領に適合しない場合又は第8条第1項各号のいずれかに該当する場合その他不適当と認める場合は、使用を許可しないことができる。

3 使用者及び取扱使用者は、第1項の申請内容に変更が生じた場合は、ロゴマーク使用許可変更申請書（ロゴ様式第4号）を原則、所管の農林事務所を経由し、農産園芸課に提出しなければならない。

4 知事は、ロゴマーク使用許可変更申請書の提出を受けた場合、その内容を審査し適当と認められるときは、変更許可通知書（ロゴ様式第5号）を送付する。

(使用期間)

第7条 ロゴマークの使用期間は、ロゴマーク使用許可通知書の発行の日から認定を受けた実施計画の実施期間が満了する日までとする。ただし、認定が取り消され、又は認定者でなくなった場合は、その日をもって使用期間を終了する。

2 第1項の使用期間終了後において、引き続きロゴマークを使用するときは、第6条に基づき改めて申請書を提出しなければならない。

(使用許可の取消)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用許可を取り消すことができる。

- (1) 実施要領第9条に基づき、認定を取り消された場合
 - (2) この要領に定める事項に反し、ロゴマークの不適正な使用・表示が認められた場合
 - (3) その他、ロゴマークの信頼性を損ねる行為が認められた場合
 - (4) 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者である場合
- 2 知事は、前項の規定により使用許可を取り消した場合その他必要と認める場合は、使用者又は取扱使用者に対し、ロゴマークの使用の中止、表示物の回収、廃棄その他必要な措置を求めることができる。
- 3 使用者又は取扱使用者は、知事から求められた場合は、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(ロゴマークの取扱い)

- 第9条 ロゴマークは、認定者が生産した認定品目とそれ以外を区別するために使用するものであり、県が当該農林産物の品質、安全性、性能その他の事項を保証するものではない。
- 2 ロゴマークに関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、県に帰属する。
- 3 使用者及び取扱使用者は、知事の承認なくロゴマークの使用権を第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。

(使用者及び取扱使用者の責任)

- 第10条 使用者及び取扱使用者はロゴマークの使用方法及びそれに付随する表示内容について説明責任を有するものとする。
- 2 第8条の規定により、ロゴマークの使用許可を取り消した場合、使用許可を取り消された者又は第三者に損害が生じて、知事はその責めを負わない。
- 3 使用者及び取扱使用者は、ロゴマークの使用によって第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合、これに対し全責任を負い、県は責任の一切を負わない。
- 4 使用者又は取扱使用者が故意又は過失により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(情報の公開)

- 第11条 知事は、使用者が掲載を許諾した情報について、県のホームページ等で公開することができる。

附 則 令和8年10月14日 農園第827号

この要領は、令和8年10月14日から施行する。

別紙 1

岐阜みどり農業 ロゴマーク（基本）＜タテ型・ヨコ型＞



別紙 2

岐阜みどり農業 ロゴマーク＜カラー・単色・モノクロ＞



マーク白抜き使用 単色●DIC250 モノクロ●K100%の場合
※マークの背景に色、写真などで見えづらい場合にもマークを白抜きにして使用



別紙 3

岐阜みどり農業 ロゴマーク＜認定番号入り＞

タテ型バリエーション（罫線は切り取り線）



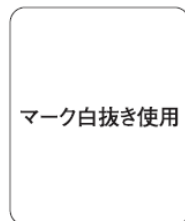
カラー ●●●●



単色 ●DIC250



モノクロ ●K100%



ヨコ型バリエーション（罫線は切り取り線）



カラー ●●●●



単色 ●DIC250



モノクロ ●K100%

